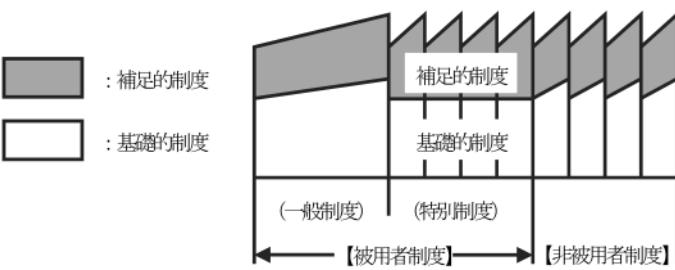


国名	フランス
公的年金の体系	 <ul style="list-style-type: none"> <li>1階部分の基礎制度と2階部分の補足制度があり、それぞれ20以上の制度に分かれている。さらに3階部分として、任意加入の付加制度がある。</li> <li>制度は、1階2階を通じて、大きく被用者制度と非被用者制度とに分かれている。</li> <li>被用者制度のうち特定の職種の被用者が加入する特別制度では、基礎的制度と補足制度が同一の制度となっている。</li> </ul>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工業の民間被用者は一般制度に強制加入 (◎)</li> <li>公務員、国鉄職員等の公共・準公共部門の被用者は特別制度に加入 (◎)</li> <li>農業部門の労働者は、農業労働者制度に加入 (◎)</li> <li>自営業者、自由業、職人等も職種ごとにそれぞれ個別の非被用者制度に強制加入(◎)</li> <li>無職の者は、一般制度に任意加入 (△)。ただし、失業者などは被用者とみなされ、一般制度に加入。</li> </ul>
保険料率 (2013年)	一般制度の保険料は賦課範囲によって、①限度額 (3,170ユーロ (約41万円)/月) 以下の部分に課されるものと、②賃金の全体に課されるものに分かれる。①15.35% (事業主負担8.50%, 被用者負担6.85%), ②: ①+2.1% (事業主負担1.8%, 被用者負担0.3%) ※2015年のレートを1ユーロ=130円として換算 (以下同じ。)
受給開始年齢	1955年以降に生まれた者以降受給開始年齢を60歳から62歳に引上げ。満額年金受給年齢も65歳から67歳に引上げ。
基本受給額	(一般制度の基礎年金: 単身者の場合) 年間上限: 19,020ユーロ (約247万円) 年間下限: 7,555.54ユーロ (約98万円)
給付の構造	所得比例 (一般制度) 基礎年金 = 平均賃金年額 × 給付率 × 投出期間 / 166四半期 かつては160四半期だったが、次第に延長され1955年以降に生まれた者から166四半期 (41.5年) となった。
所得再分配	所得再分配機能がある (社会連帯の精神)
公的年金の財政方式	給付建て (社会保険方式・賦課方式)
国庫負担	社会保険料のほかに、社会保障目的税として、①原則7.5%のCSG(一般社会投出金), ②0.5%のSRDS(社会保障債務償還投出金)が導入されている。
年金制度における最低保障	満額年金の受給権を有する被用者に対しては最低年金額の定めがあり、最低保障水準を確保している。
無年金者への措置	65歳以上の高齢者に所得制限付きで支給される最低保障年金として、高齢者連帯手当 (ASPA) (単身者で年額9,325.98ユーロ (約121万円)) がある。
公的年金と私的年金	3階部分として任意加入の付加年金制度がある。
国民への個人年金情報の提供	2003年の改革によって "GIP info retraite" というサイトで年金額試算などができるようになった ( <a href="http://www.info-retraite.fr/">http://www.info-retraite.fr/</a> (最終閲覧日: 2015年12月15日))。

## フランスの年金制度

笠木映里（ボルドー大学：CNRS一級研究員）

### 1. 制度の特色

基本的に、職域を単位とした制度となっている。公的年金（大部分が強制加入）としては、1階部分の基礎年金と2階部分の補足年金があり、これに3階部分として任意加入の付加年金が加わる。1945年に作られた社会保障計画の理念とは裏腹に、1階、2階ともに制度が極めて複雑に分立しており、全体像を理解するだけでもかなりの困難を伴う。上記の通り、無職者等は一般制度に加入できる。

年金給付は、1階、2階ともに所得比例年金となっている。ただし、最低保障年金の制度がある。

財政方式は、1階、2階ともに賦課方式を基本とするが、ベビーブーム世代への年金支払いに備えるため、1999年に年金積立基金（FRR）が創設され、積立金を有する、いわゆる「修正賦課方式」となっている。

### 2. 沿革

17世紀に船員の年金制度が創設されたことに始まる。19世紀には、軍人、公務員（文官）、鉱内員のための制度が、20世紀初めには鉄道員のための制度がそれぞれ創設され、1935年に商工業の被用者及び農業労働者のための年金制度ができる。

1945年には、一般化の原則（全国民への適用拡大）、単一金庫の原則（あらゆる被保険者をカバーする単一の保険者）及び自律性の原則（保険者組織の関係当事者による自立的運営）を謳った社会保障プラン（通称ラロック・プラン）が策定され、一般制度が発足した。しかし現実には、年金制度は複雑に分立したまま現在に至っている。

- ・1947年には、管理職のための2階部分としてAGIRC（管理職退職年金制度一般連合）が発足した。
- ・1949年には、商人、商工業自営業者及び自由業の年金制度が発足した。
- ・1952年には、農業経営者制度が発足した。
- ・1956年には、国民連帶基金（FNS）によって賄われる裁定老齢年金の制度が創設された。
- ・1962年には、民間部門の非管理職の2階部分とし

てARRCO（補足年金制度連合）が発足した。

- ・1972年には、商工業部門の被用者及び農業労働者が補足制度に強制加入することになった。
- ・1974年には、基礎制度間の財政調整が導入された。
- ・1979年には、すべての働く者のための社会保障制度の一般化が実現した。
- ・1983年には、受給開始年齢が60歳に引き下げられた。
- ・1985年には、特別制度間の財政調整が導入された。
- ・1991年には、一般社会拠出金（CSG）が導入された。一般社会拠出金の税率は当初1.1%だったが、1993年に2.4%，1997年に3.4%，1998年に7.5%に引き上げられている。1993年の引き上げに際し、老齢連帶基金（FSV）にも充当された。
- ・1993年には、バラデュール改革と呼ばれる年金改革が行われ、満額受給期間の延長（37.5年→40年）、年金額算定の基礎となる平均賃金の算定期間の延長（10年→25年）、既裁定年金の額の改定方法の変更（賃金スライド→物価スライド）などが行われた。
- ・1995年には、ジュペ・プランの一環として、社会保障債務返済拠出金（CRDS）（税率0.5%）が導入された。また、国鉄等の特別制度の年金について、満額受給期間を一般制度と同じく37.5年から40年に延長しようとしたが、大規模なゼネストを伴う労働組合の強力な反対にあい断念した。
- ・1999年には、ベビーブーム世代への年金支払いに備えるため、年金積立基金（FRR）が創設された。
- ・2003年には、フィヨン改革と呼ばれる年金改革が行われ、満額受給期間の延長（40年→41年）、公務員年金についても一般制度と同様の満額受給期間の延長、60歳以降の在職受給条件の緩和、最低保障年金の改善、自動物価スライド規定の新設等が行われた。
- ・2006年には、職人や自営業者の利益を統一的に代表する等の目的で、商工業全国自治組織調整金庫（ORGANIC）、職人老齢保険調整全国金庫（CAN-CAVA）、農業以外の非被用者疾病保険金庫（CAN-AM）の3金庫を統合し、新たに補足年金も運営する自営業者社会制度（Régime Social des Indépendants：RSI）が創設された。
- ・2007年には、残された国鉄等の特別制度における満額受給期間の延長を提案したが、大規模なストラ

イキを伴う労働組合の反対にあった。しかし、2008年1月に、受給開始年齢は一般制度より早くするといった特典を認めつつも、満額年金に必要な拠出期間を2016年には41年にする改正が行われた。

- ・2010年には、一般制度について受給開始年齢を60歳から62歳に引き上げるとともに、満額年金に必要な拠出期間を166四半期（41.5年）とし、満額年金の受給開始年齢を65歳から67歳に引き上げる改正が行われた。これらは、1955年以降に生まれた者から適用される。

- ・2014年1月には、満額受給期間を2035年までに172四半期（43年）にする（1973年以降に生まれた者につき適用される）とともに、制度の公平を保つための様々な内容を盛り込んだ改正が行われた（具体的な内容については8を参照）。

### 3. 制度体系の概要

年金制度の被保険者は、大きく被用者（salariés）と非被用者（non-salariés）とに分けられる。被用者のうち、一般の商工業被用者を対象とする制度として一般制度（régime général）があり、加入者数は全体の7割を占め、最も代表的な制度となっている。被用者制度としては、この他に地方公務員や電気・ガス産業、フランス国鉄など特定の職域を対象とする特別制度（régimes spéciaux）と農業労働者制度がある。

他方、非被用者制度としては、農業経営者、自営業者・職人、弁護士制度などが分立している。

年金制度は、上述の被保険者の種別による区分に加えて、1階部分としての基礎制度（régimes de base）、2階部分としての補足制度（régimes complémentaires）、3階部分としての任意加入の付加制度（régimes supplémentaires。しばしば「退職貯蓄プラン」等と呼ばれる団体加入・個人加入の年金）に区分される。しかも、職種によっては、1つの制度が基礎制度と補足制度を兼ねている場合もあり、制度をより複雑なものにしている。

なお、フランスでは、基礎年金、補足年金とともに職域単位を基本としており、設立の任意性という点に着目すれば、3階部分の付加制度がわが国で言う「企業年金」に相当すると言えよう。2003年の改革では、付加制度として、個人単位で加入できる一般

退職積立制度（PERP）と、労使の協約等に基づく団体加入の労使積立制度（PERCO）が創設された。

### 4. 給付算定方式、スライド方式、受給開始年齢

四半期（3か月）以上の保険料拠出期間があれば、年金の受給資格を取得する。

年金の受給は退職を条件とするが、2003年の改革で在職受給の要件が緩和され、一定の条件を満たす場合には、在職中でも年金が受給できるようになった。

○年金額計算式=平均賃金年額×給付率×拠出期間/166四半期+加算

平均賃金は、過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間の平均賃金を用いる。

給付率は、被保険者の拠出期間と受給開始年齢に応じ、50%～25%の範囲で決まる。満額年金を受給するのに必要な期間（以下「満額受給期間」という）である166四半期（41.5年間）を拠出し、かつ、67歳から受給する場合に最高の50%となる。2003年の改革では、満額受給期間を164四半期（41年間）に延長し、2010年の改正では、これを166四半期まで延長した。さらに2014年には、満額受給期間を2035年までに172四半期（43年）にすることとした。疾病・出産・労災・障害・失業等が原因で拠出できなかった期間について、一定の条件の下で「みなし拠出」が認められている。

加算には、育児加算、介護加算及び配偶者加算がある。

2010年の改正で、1955年1月1日以降に生まれた者について（2017年から）、受給開始年齢が60歳から62歳に引き上げられた（1951年7月生まれから1954年生まれの者については段階的引上げが行われている）。

基礎年金と補足制度を合わせた年金の所得代替率は、制度によって異なるが、7割程度と言われている。

基礎年金の年金額は、タバコを除いた消費者物価上昇率に応じて毎年改定される。

### 5. 負担、財源

フランスの社会保障制度は、保険料財源が基本となっている。保険料は賦課範囲によって2つに分かれ、賃金の全体に課されるものと、限度額（3 170

ユーロ/月（約41万円：2015年のレートを1ユーロ=130円として換算）以下部分に課されるものがある。保険料率等は制度によって異なっているが、一般制度の場合は、限度額以内の賃金につき15.35%（2015年1月1日現在。使用者と被用者がそれぞれ8.50%，6.85%負担。なお、2016年1月1日以降は15.45%に引上げ予定），賃金全体については2.1%（使用者と被用者がそれぞれ1.8%，0.3%負担）となっている。

また、社会保障制度間で財政調整が行われている。国庫負担の財源としては、無拠出制の最低保障年金に社会保障目的税たる一般社会拠出金（CSG）（税率は、原則、収入の7.5%）の一部が充当されている。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

財政方式としては、1階の基礎年金、2階の補足年金とともに、賦課方式を基本としている。ただし、ベビーブーム世代への年金支払いによる世代間の費用負担の不均衡を平準化するため、1999年に年金積立基金（FRR）が創設された。

この基金は、独立の基金として位置づけられており、2007年には株62%，債券26%の割合で投資することとされていた。しかし、2008年秋のリーマンショックで運用成績が14.5%のマイナスを記録し、2009年6月には株の割合を45%に引き下げるなどの措置が採られた。さらに2010年には、株の割合を引き下げ、国債をはじめとする債券運用中心に切り替えるとともに、運用額の支払期間を21年間から14年間に短縮し、2024年まで毎年21億ユーロを社会保障債務償還金庫（CADES）に対して支払うことになった。

## 7. 制度の企画、運営体制

基礎制度に関する企画は、社会保障を担当する省（フランスでは、組閣に際し省の名称も変更されることがある。2015年12月現在の名称は、「社会問題・医療・女性の権利省」）が担当し、制度の運営は、老齢保険金庫（caissed'assurance vieillesse）と呼ばれる保険者たる独立の法人が行っている。一般制度の場合、全国レベルで全国被用者老齢保険金庫（CNAV）、地方レベルで地方疾病保険金庫（CRAM）がある。

2000年に年金方針評議会（COR）が設立され、年金制度の中長期的見通しや今後の方向性について、制度横断的な検討を行っており、その報告書に基づいて年金制度改革が行われるようになった。

他方、補足制度は、労使の協約を基本としており、したがって、給付や負担のあり方については各制度が自ら決定し、政府がこれを承認するのが原則である。

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題

2014年、「年金制度の将来と公平を保障する2014年1月20日の法律」が成立した（2015年1月から順次施行）。この法律は、平均寿命が伸び、ベビーブームが年金受給者になるという状況を踏まえ、フランス年金制度の基本となっている賦課制度を将来にわたって維持するためには、公平性の確保が必要であるとの認識を基本に、様々な改正を盛り込んでいる。

まず、2020年までの年金制度の財政的均衡を確保するため、2014年から2017年まで段階的に保険料を引き上げ、また、2040年までの財政の持続可能性を維持するため、満額年金受給期間を2020年から3年間で1四半期ずつ伸ばして2035年に172四半期（43年）にすることとした。

次に、異なる働き方の労働者にとって制度をより公平なものとするための措置が複数採られている。例えば、過酷な労働に従事した者は平均寿命=年金受給期間が短いという社会的不公平を放置することなく解決するため、2015年に過酷労働予防個人勘定を創設し、過酷労働を予防するとともに、過酷労働（年間120日以上の夜間労働、年間900時間以上の反復労働等）に従事した期間に応じて取得したポイントを労働時間の短縮や早期退職のために用いることができる制度を創設した。また、低賃金やパートタイム労働による不十分な拠出、子育て・介護等による拠出の中止（ないし不十分な拠出）等、主として女性労働者が直面する困難を年金制度において是正する（既に何らかの措置が存在する場面については、従来よりも手厚く是正する）ための措置を講じることにした。また、被保険者の年金情報アクセス権を保障するため、異なる年金制度を横断する単一個人年金勘定を創設することなどが盛り込まれた。